

## 2019年12月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

12月度の全体の相談受付件数は計111件で、前月度と比較すると40件増（新車関係9件増、中古車関係23件増、その他8件増）、対前年同月比では36件減（新車関係29件減、その他7件減）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の約47%（52件）を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約63%（33件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（25件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約52%（58件）を占めています。

#### 【相談者の内訳・2019年12月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	46	53	12	111
広告代理店	25	20	7	52
メーカー系ディーラー	12	11	2	25
自動車関係団体	5	6	2	13
中古車専門店	0	12	1	13
中古車情報誌社	1	0	0	1
メーカー	0	0	0	0
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	3	3	0	6

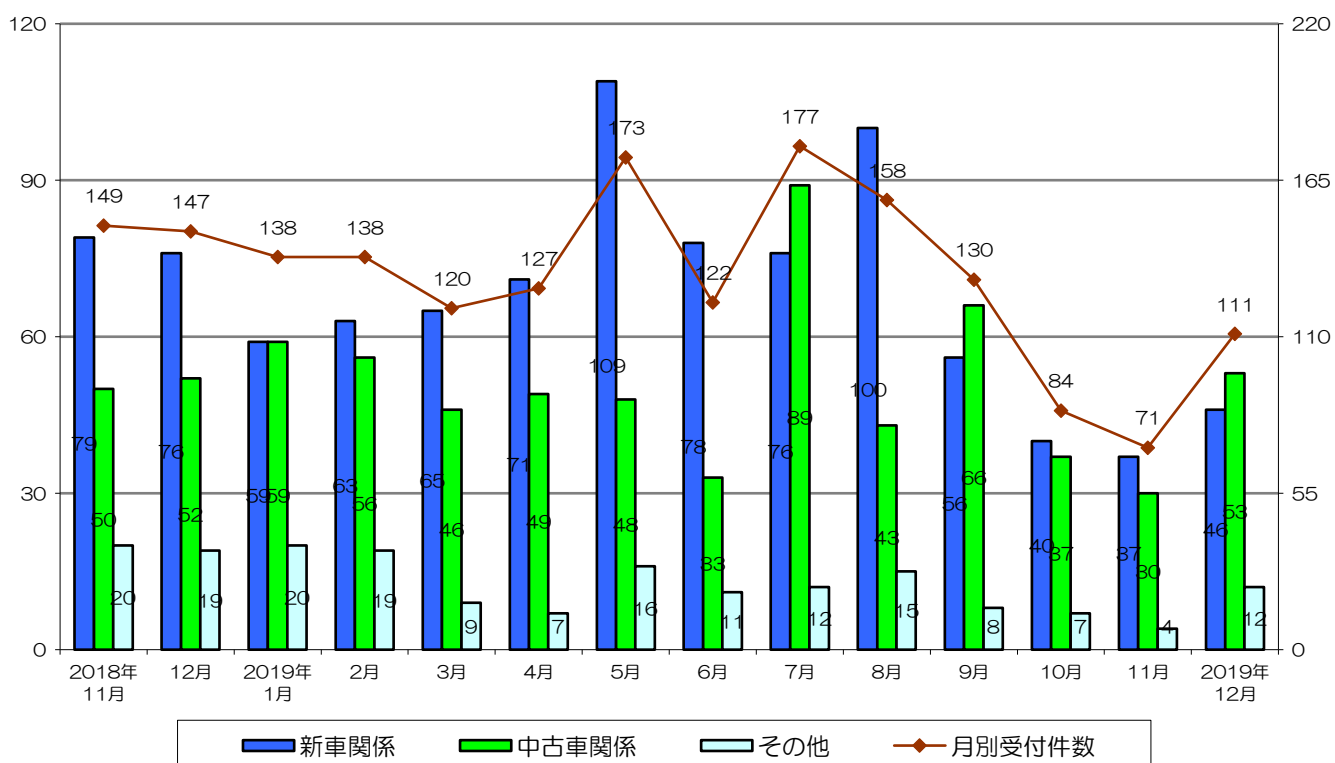
広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	2
メーカー系ディーラー	33
中古車専門店	12
その他	5



#### 【相談受付件数の推移・2018年9月～2019年12月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが全体の約69%、そのうち「割賦・リース」に関する問い合わせが約29%を占めています。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	42	91.3%	その他相談	0	0.0%
景品関係	4	8.7%	合計	46	100.0%

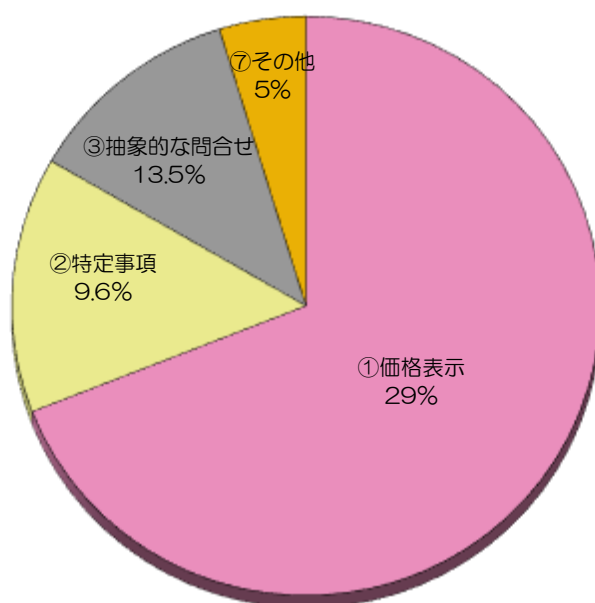
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	29	69.0%	安全・環境	2	4.8%
表示方法	4	9.5%	最高速度・加速等	1	2.4%
付属品・特別仕様	4	9.5%	③抽象的な問合せ	5	11.9%
値引き表示	8	19.0%	広告表現の可否	2	4.8%
割賦・リース	12	28.6%	抽象的な問合せ	3	7.1%
その他（価格）	1	2.4%	④その他	2	4.8%
②特定事項	6	14.3%	合計	42	100.0%
燃費	3	7.1%			

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	75.0%	期間延長	1	25.0%
			合計	4	100.0%

### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳



#### 今月の事例

- ◆実施期間が決まっていないキャンペーンの告知について
- ◆用品等のセール（二重価格表示）について

広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例 [新車関係]

### 〔実施期間が決まっていないキャンペーンの告知について〕

Q. 当社では、来場者の方を対象に、もれなく景品をプレゼントするキャンペーンを実施しようと考えていますが、実施期間（終了日）については、お客さんの反応を見てから決めたいと考えています。期間が決まっていないキャンペーン告知をする際に、注意すべきことはありますか？


A. キャンペーンの実施期間が決まっていない場合は、キャンペーン開始時点の告知では、期間限定である旨は表示せず（表示する場合は、「実施中」等と表示）、併せて「キャンペーンは予告なく終了する可能性がある」旨を明瞭に表示するなどして、実施して下さい。

なお、期間（終了日）が決まり次第、店頭やWeb等で、速やかにその旨を告知するようにして下さい。

### 〔用品等のセール（二重価格表示）について〕

Q. 当社ではまだ販売したことのないドライブレコーダー（メーカー希望小売価格はオープン価格）を販売する際、当社の販売価格に、販売事業者のみ配布される資料に記載された「参考小売価格」を「メーカー希望小売価格」として併記し、以下のような二重価格表示をしても問題ないですか？

## ドライブレコーダーもお買得！！



●●●社製 △△ドライブレコーダー

1万円お得！

メーカー希望小売価格 59,800 円のところ

セール特価 49,800 円！！


A. 不当な二重価格表示となり、問題となります。

メーカー（製造事業者）が販売事業者のみに配布する資料に記載した価格（参考小売価格）は「メーカー希望小売価格」とは言えません。（メーカーがカタログやホームページ等で広く公表している必要があります）。

したがって、当該価格（参考小売価格）を「メーカー希望小売価格」として広告等に表示することはできません。

### 【正しい表示の一例】

## ドライブレコーダーも取り揃えております！！



●●●社製 △△ドライブレコーダー

今月発売の新商品です！

当店販売価格 49,800 円！

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する相談が全体の約31%、「必要表示事項」に関する問い合わせが約26%を占めており、両項目で表示に関する相談の約60%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	42	79.2%	その他相談	3	5.7%
景品関係	8	15.1%	合計	53	100.0%

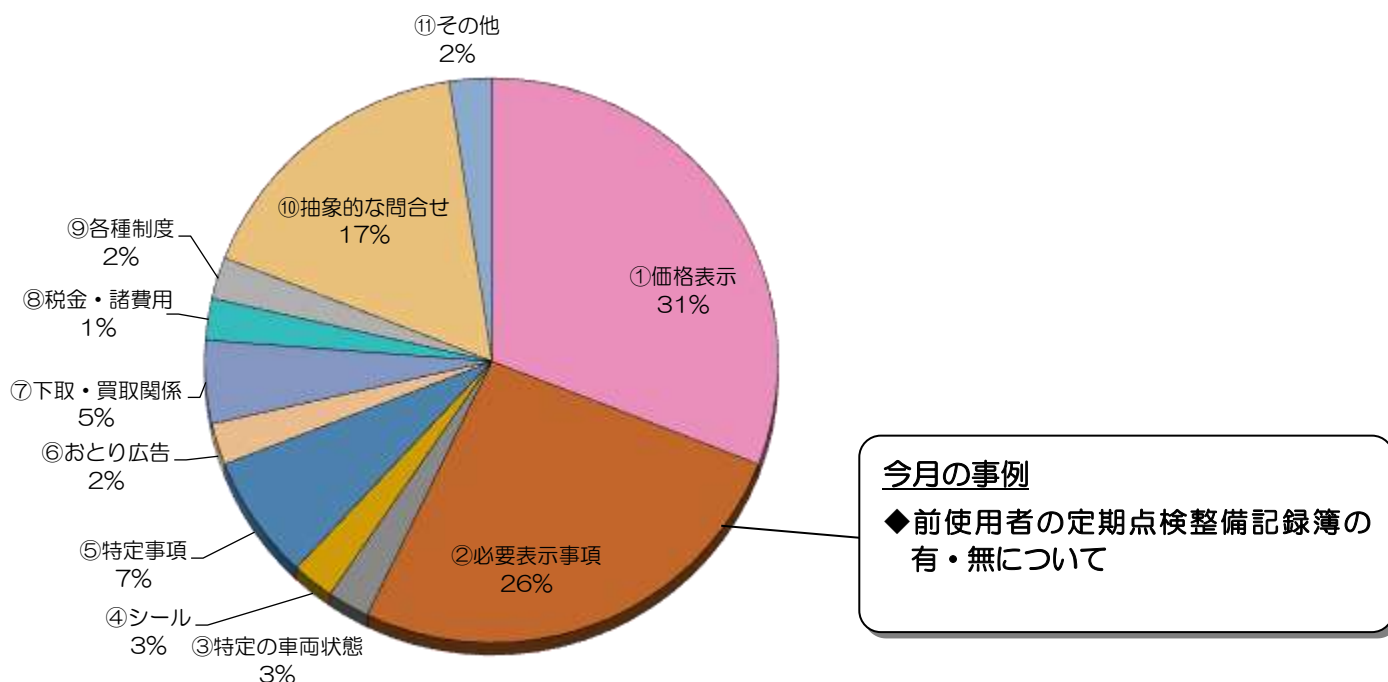
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	13	31.0%	④シール	1	2.4%
表示方法	2	4.8%	⑤特定事項	3	7.1%
値引き表示	1	2.4%	燃費	1	2.4%
支払い総額	2	4.8%	品質	1	2.4%
割賦・リース	7	16.7%	限定	1	2.4%
その他（価格）	1	2.4%	⑥おとり広告	1	2.4%
②必要表示事項	11	26.2%	⑦下取・買取関係	2	4.8%
初度登録	1	2.4%	⑧税金・諸費用	1	2.4%
走行距離数	2	4.8%	税金	1	2.4%
使用区分	2	4.8%	⑨各種制度	1	2.4%
車検証の有効期限	1	2.4%	補助金関係	1	2.4%
記録簿の有無	1	2.4%	⑩抽象的な問合せ	7	16.7%
保証の有無	2	4.8%	広告表現の可否	3	7.1%
必要表示事項全般	2	4.8%	抽象的な問合せ	4	9.5%
③特定の車両状態	1	2.4%	⑪その他	1	2.4%
			合計	42	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	6	75.0%	一般懸賞(抽選等)	2	25.0%
			合計	8	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔前使用者の定期点検整備記録簿の有・無の表示について〕

Q. プライスボードに「前使用者の定期点検整備記録簿の有・無」を表示する欄がありますが、どのような場合に「有」、または「無」と表示する必要があるのでしょうか。新規登録してからそれほど時間の経っていない登録済未使用車の場合はどのように表示すれば良いのでしょうか。

A. 「前使用者の定期点検整備記録簿の有・無」の表示については、規約上、

①販売する中古自動車を店頭に表示する時点からさかのぼって過去2年以内に定期点検整備（道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備）が行われ、その点検整備記録簿が展示車両に備え付けられている場合に「有」と表示すること

※「有」の場合は、「定期点検整備の内容（自家用の場合は12か月または24か月、事業用の場合は6か月または12か月）」を付記すること

②上記①以外の場合には、「無」と表示すること

となっています。

登録済未使用車の場合は、展示する前に定期点検整備は行われていませんので、「無」と表示して下さい。

Q. 中古車の成約者を対象に、もれなく景品を提供をする企画を考えていますが、当店では、30万円から数百万円まで、幅広い価格帯の中古車を扱っています。この場合、景品類の最高額はいくらになるのでしょうか？

A. 中古車をご成約の方にもれなく差し上げる景品は「総付景品」となり、取引価額の20%が景品類の最高額となります。購入金額問わず、ご成約者全員に同じ景品を提供する場合の取引価額は、店舗で扱っている中古車の最低の価格となります。したがって、今回のケースでは、30万円が取引価額となり、景品額の上限は6万円となります。

また、例えば、10万円の景品提供を行う場合は、「50万円以上の中古車をご成約の方が対象」と条件を付けることで実施可能です。この場合、対象となる車種や、車両価格等、景品提供の対象となる条件を明瞭に表示して下さい。

【明瞭な表示の一例】

期間中に、  
車両価格 50 万円以上  
の中古車をご成約で

12/22～12/29 年越し中古車フェア  
**ご成約の方にもれなく  
ナビプレゼント！！**

●●●社製 △△ナビ

＜明瞭な表示とは＞  
強調表示した文字（「中古車ご成約の方にナビプレゼント！」）の近接した箇所に、著しく異なる大きさ・バランス・視認性に配慮して表示すること（例えば、スペースに余裕のある広告の場合は、強調表示の 1/3 以上かつ 12 ポイントの大きさで、背景に配慮して表示）